



巻頭言 —カント哲学における「自由」—

マイケル・サンデルにしたがえば、正義をめぐるのは、1つは功利主義に代表される「福祉の最大化」を求めるアプローチ、2つ目には「自由」の観点から正義に迫るアプローチ、そして3つ目に「美德」を奨励する観点からのアプローチがあります。

この2つ目の「自由」について考える際には、前号において少し言及したイマヌエル・カント（1724-1804）の崇高な自由観がよく参照されます。カント哲学を理解するには、いくつかの概念をおさえておく必要があります。まず「格律」です。それは「行動の理由となる規則や原理」のことをいいます（サンデル、p.193）。そして、道德にかかわる実践理性は、道具としての理性ではなく、「いっさいの経験的目的にとられずに、ア・プリオリに法則を定める純粹実践理性」であるとしています（p.191）。カント哲学は道德と理性を重視するのですが、「理性が意思を決定する方法」には、2種類の命法があるとしています。1つは、「仮言命法」です。仮言命法は、理性を道具として用いるもので、「Xが欲しいならば、Yをせよ」というものです（p.191）。この仮言命法に対して、条件をいっさいつけない「定言命法」を対置します。定言命法とは、「ほかの動機をともなわずに、それ自体として絶対的に適応される実践的な法則のことをいいます（p.192）。

さて、カントは「汝（なんじ）の意思の格律が、つねに同時に普遍的法則となるように行為せよ」と述べています（p.193）。たとえば、お金を借りる場合に、「返すあてがないのに返す約束をする」というような状況を想像してみるとどうなるでしょう。もしこの格律（＝嘘の約束をすること）にしたがって、自分自身も含めて万人が行動すると、だれもが約束を信じなくなり、約束そのものが成り立たなくなります。つまり、私たちが幼いころしばしば親や学校の先生から説教されるときに耳にした「みんながそんなことをしたらどうなると思う？」という観点から俯瞰的に捉え直すということだともいえます。しかし、カントはこうした発想は、原理を基準としてそこから外れているからダメなのではなく、有害な影響や結果をもたらすからダメなんだというように「結果主義的な議論」だとして退けます（p.194）。そうではなくて、「自分の格律は定言命法と一致しているか」と問い直さなければならないのです（p.195）。この場合ですと、「嘘をつくことそのものがダメだから嘘はついてはならない」というような認識の仕方をすべきであるといえるのです。



カントは嘘をつくことは、不道德な行為の最たるものとして非常に厳しかったようです。「真実を告げる義務」あるいは「真実を述べることは、相手が誰であっても適用される正式な義務だ」と捉えていたのです（p.211）。道德は結果の如何ではなく、原理とかわる問題だとして、自分を律する「自律」を重視したのです。定言命法のひとつとしての「自分の格律を普遍化する」（p.193）というのは、このように非常に厳しく自分を律することでもあるのです。

またカントが示す定言命法には、「人格を究極目的として扱う」があります。すなわちそれは「汝の人格においても、あるいは他者の人格においても、人間性を単なる手段としてではなく、常に同時に目的として扱うように行為せよ」ということを意味します（pp.195-196）。私たちが自分自身を、あるいは他者を尊重するというとき、学校の成績がいいとか、いい大学に入ったとか、いい会社に勤めているとか、珍しい特技があるからというように、なにか「特別なところがある」から尊重するわけではありません（p.197）。ただ自分が自分であること、その人がその人であること、ここにこうして存在していること、そのものが尊いのです。

では、カント哲学における「自由」と正義とはどのように関連しているのでしょうか。カントは仮言命法に従って、外から与えられた利益や目的のために行動している状態を自由であるとはみなしません。自由であるということは「自律的に行動すること、定言命法に従って行動すること」なのです。ですので、功利主義的により多くの人々に幸福をもたらすから一部の人の不幸は仕方がないというような発想は、正義に悖る（もとの＝反する）のです。自由とは、定言命法に従って自律的に行動することであり、定言命法に従っているか否かという観点から正義に迫るところにカント哲学の醍醐味があるといえます。

KCD ラボ代表 松端 克文

シリーズ 情勢分析と運営・実践の処方箋

今月のテーマ：生活保護費の減額は「違法」

◆国民の生存権と生活保護法

憲法第 25 条では、第 1 項で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と国民の生存権が規定され、第 2 項で「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と、国による責任が規定されている。この国民の生存権を具体的に保障する法律として、生活保護法が制定されている。同法第 1 条では「この法律は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」とされている。

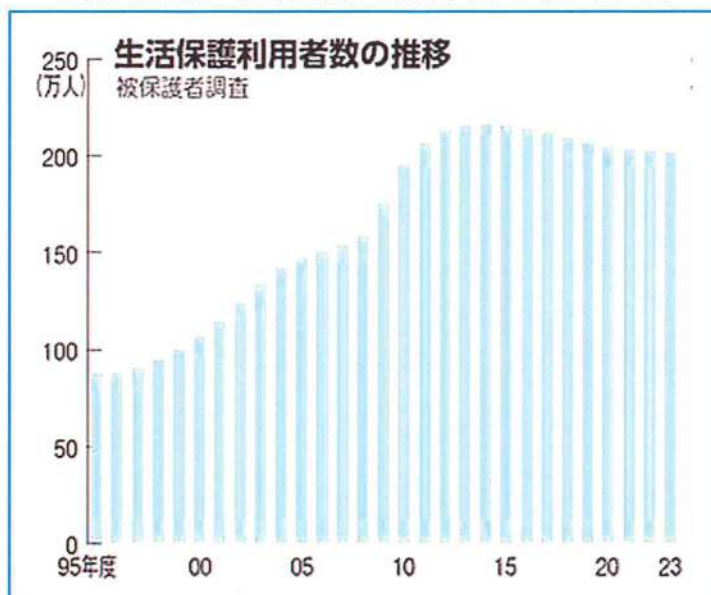
生活保護制度は、国民の生活における「最低生活費」を保障するもので世帯単位を原則として、厚生労働大臣（厚労相）が決める最低生活費の基準額に基づき、それに満たない額が支給される。現金給付である日常生活の需要を満たすための費用を支給する生活扶助、住宅扶助、教育扶助、生業扶助、出産扶助、葬祭扶助と、現物支給である医療扶助と介護扶助の 8 つの扶助がある。

2025 年 3 月時点での保護受給者は約 200 万人、約 165 万世帯で、全国平均の保護率は 1.62% となっている。2008 年のリーマン・ショック後に急増し、2015 年 3 月には 217 万人を超えたが、その後は減少し横ばい傾向が続いている。

（『朝日新聞』2025 年 6 月 28 日「生活保護引き下げ、『違法』最高裁『厚労相の裁量逸脱』」）。生活保護費のうち、食費などの生活費にあたる「生活扶助」の基準額を上記の 3 年の間に平均 6.5%、最大 10% 引き下げられ、総額で約 670 億円が削減された。生活保護制度では上述したように厚労相が基準額を決めることになっているが、当時、引き下げ額は物価の下落に合わせて保護費を減らす「デフレ調整」を行った結果であるとの説明がなされていた。この引き下げは、物価下落だけを理由に生活保護費を減額するという初めてのケースであった。それは民主党政権下で行われた 2012 年の衆議院選挙において、当時野党であった自民党が「保護費削減—給付水準 10% 引き下げ—」を選挙公約に掲げて政権復帰したことの影響が大きい。安倍内閣のもとで行われた選挙公約に基づく「結論ありき」の「政治的減額」であったといえる。

しかし、その背景には、過熱していた「生活保護バッシング」がある。リーマン・ショック後の世界的な不況の影響で受給者が右肩上がりで急増したが、そもそも一般世帯の暮らしそのものが厳しい状況にあったために、生活保護制度や受給者を狙った「生活保護バッシング」が過熱したのである。SNS などでの生活保護受給者への攻撃的で差別的な書き込みや、新聞やテレビなどのマスコミにおいても、「働けるのに保護を受けたと聞いた」など街頭の声を集めて、裏取りもせずに報道するなど、そうした空気を醸成する報道が多くみられた。切実な暮らしの実態を当事者からていねいに聞き取り、実態を正確に把握するというあたり前の姿勢が軽視され、「生活保護バッシング」の空気のなかでの保護費減額であったといえる。

そうした状況のもと、全国の受給者は「健康で文化的な最低限度の生活を守るという法律に違反している」などとして、取り消しを求める訴訟が、全国の 29 地方裁判所で 31 件の起こされており、下図のように各地で判決が出されていた。

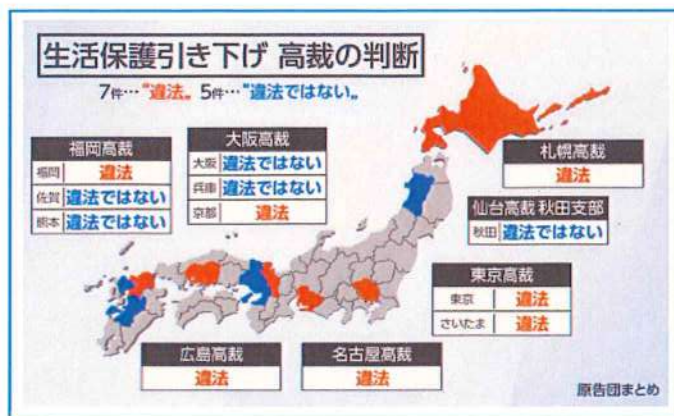


（『朝日新聞』2025 年 6 月 28 日朝刊「いちからわかる 生活保護制度利用できる人は」）

受給者・世帯の状況では、高齢者世帯が約 55% を占め、次いで障害者・傷病者世帯約 25%、母子世帯約 4%、その他の世帯約 16% となっている。最低生活費を計算するための具体的な基準額は、地域や年齢、世帯の人数をもとに厚労相が決めることになっている。

◆最高裁判決：生活保護費の大幅減額は「違法」

最高裁判所は 6 月 27 日に 2013 から 2015 年の間に行われた国による生活保護費の大幅な引き下げは、厚労相の裁量権を逸脱した乱用であり、「違法」だったとして減額を取り消す判決を下した。これは社会保障史に残る判決だともいえる。



（NHK「生活保護費引き下げは違法 裁判相次ぐ中 最高裁が統一判断」
2025 年 6 月 26 日 <https://www.3nhk.or.jp/news/html/20250627/k10014846161000.html>）

今回の最高裁の判断を受けて、今後は同種訴訟でも減額決定を取り消す判断が続くとみられる。1000 人を超す原告が各地で法廷で争ったわけだが、国は原告に加わっていない生活保護受給者も含めて、減額分をさかのぼって支払うなどの対応を迫られるといえる。

◆最高裁判決の概要とその意義

最高裁の判決では、生活扶助の減額はこれまでは世帯支出など国民の消費動向をふまえて決められていたのにもかか

わらず、今回の調整では「物価下落のみ」がその根拠とされたことの問題性が指摘されている。またその際、専門家により構成される社会保障審議会の部会で十分な検討がなされておらず、専門的知見とも整合性を欠いているとも指摘された。そして生活保護の基準額を決定する判断過程を誤った厚労相に対し、「裁量の逸脱や乱用があった」と結論づけられ、2013 年から 2015 年の間に行われた生活扶助費の「減額決定」が取り消された。

このように今回の最高裁判決では、扶助費の減額は生活保護法に基づく規定から逸脱した「違法」な行為であるとされたのだが、その一方で原告側が求めた国の賠償は、国家賠償法上の違法があったとはいえないとして認められなかった。判決は裁判官 5 人のうち 4 人の多数意見で、1 名の裁判官が「最低限度の生活の需要を満たすことができない状態を（原告らは）強いられた」として精神的損害を賠償すべきだとの反対意見を示している。ともかくこうして 10 年以上に及んだ通称「いのちのとりで裁判」ともいわれた集団訴訟は、辛くも司法が行政の暴走に歯止めをかける形で決着した。東京の最高裁前の路上には、26 席の一般傍聴席に対し 300 人以上の傍聴希望者が抽選に並び、判決が出ると原告団と弁護団、そして支援者らから歓声があがったという（三宅勝久『生活保護費』減額めぐる裁判で最高裁が統一判断示す『引き下げは違法』『週刊金曜日』2025 年 8 月 19 日）。

この判決により、今後、全国で起こされていて訴訟について、統一的な判断が示された形になる。今後、原告側は、減額された分をさかのぼって支給するよう求めている、およそ 200 万人とされる当時の受給者への国の対応が焦点になる。

◆生活保護費減額が受給者にもたらした影響

先にも述べたように保護費削減の背景には、2012 年の衆議院選挙における自民党の選挙公約があったのだが、最高裁判決が指摘しているように、そもそも生活保護費は年金と違って物価の変動を反映させるルールはない。厚生労働省による生活保護費の理由として、「2008～2011 年の物価下落を反映させる」との説明は、実は自民党の意向で持ち出したものであり、第 2 次安倍政権下で強行された政策であった。

国民の生活実態を問わずに世論を煽り、これまでの慣例やルールを無視した悪政により、生活に困窮している国民生活に甚大な影響をもたらしている。国の統計によると、「生活苦」を原因とした生活保護受給者の自殺者数は、2022 年では 86 人、2023 年では 118 人、2024 年では 131 人と深刻な事態を招いている。「人間は、健康が損なわれたときに死ぬのではない。社会から排除され、孤立させられ、自分自身が大切であるとおもうものを奪われたとき、希望を絶たれたとき、あるいは尊厳を深く傷つけられたときに死ぬ」のである（志賀信夫（2024）『貧困とは何かー「健康で文化的な最低限度の生活」という難問ー』ちくま新書、p.11）。厚生労働省は、2023、2024 年度に特例加算として保護費を 1 人あたり月額 1 千円上積みし、2025、2026 年度はこれを 1500 円に増額しているが、この増額だけでは物価上昇に遠く及ばない。しかも、厚労省は 2013～2015 年の間の生活保護費の減額の措置を断行してからも、2015 年には家賃にあたる「住宅扶助」と暖房費にあ

る「冬季加算」が削減されており、2018 年からは再び生活扶助が段階的に最大 5 % 切り下げられているのである。繰り返される生活保護費のカットにより、受給者の暮らしが追い詰められ、そのことを示す象徴的な出来事として、自殺者の増加があるのである（『朝日新聞』2025 年 6 月 28 日「（時時刻刻）生活保護、迫られる抜本見直し 保護費の大幅減額、最高裁『違法』」）。

◆保護費減額により成立した「生活困窮者自立支援法」

実は生活保護費の削減が行われた 2013 年に生活困窮者自立支援法が成立し、2015 年度より施行されているが、その税源には生活保護費の減額分が当てられているのである。

通常、労働することが生活保障の「第 1 のセーフティネット（安全網）」として機能している。労働できなくなるなど収入が途絶えた場合に、「最後のセーフティネット」として生活保護法がある。生活困窮者自立支援法は、この 2 つの間を埋める「第 2 のセーフティネット」として構想されたもので、生活保護法を利用する前の段階（＝「生活困窮」の状態）に対する支援をプログラムしたもので、特に「社会的孤立」への対応が重視されている。社会福祉領域においては、同法の成立以降、特に地域福祉に関する学界・業界において、生活困窮者支援に関する議論や実践が取り上げられてきたが、ほとんど生活保護費の削減について言及されることがなかった。このように社会福祉業界においても生活保護は別枠というような認識と実践における「分断」が生じているという現実を直視しなければならない。

さて、今回の判決を受けて、訴訟に参加した原告らは、それぞれの居住地の自治体に引き下げ前との差額の支給を求める要請書を出している。原告らは、さかのぼって引き下げ前との差額を支給することに加え、市に独自の支援策としてエアコンの設置費用の助成や物価高の中での緊急食糧支援なども求めている（『朝日新聞』2025 年 8 月 15 日「生活保護費減額、差額の支給を」違法判決受け要請書（大阪府）」）。

福岡資唐厚生労働相は 7 月 1 日に、今後の対応について審議する「会議体」をつくる方針を明らかにした。この会議体には、学識経験者などの専門家を委員とすることが想定されているとのことであるが、具体的なスケジュールは決まっていない（『朝日新聞』2025 年 7 月 2 日）。

貧困とは、「あってはならない生活状態のこと」である（志賀、p.30）。生活保護は、憲法が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を守るためにある。この「あってはならない」貧困を社会的に解消していくための大切な制度なのである。

裁判で争われた生活保護費の減額は、制度受給者だけの問題ではない。生活保護は社会保障の土台のようなものだ。「最低限度の生活」のラインを示す生活保護基準額は、住民税の非課税限度額、最低賃金などさまざまな制度、支援策に直接、間接に連動しており、学用品費などを支給する就学援助、医療・介護などの受給者負担減免にも影響がある。その土台である生活保護の水準が押し下げられれば、制度を利用していない人が使う支援の縮小につながるのである。

KCD ラボ代表 松端 克文

（武庫川女子大学心理・社会福祉学部教授）

毎号ホットなテーマを取り上げ、ヒントを提供します。

シリーズ 障害者支援 超実践！⑤

～〇〇のあり方ってどうなん？～

◆近況報告

いつの間にか8月です。暑さの話はもうええでしょう、です。そんなことより阪神がぶっちぎりで1位です。高校野球も2回戦が始まりました。いかにも野球に興味がありそうな書き出しですが、全然詳しくないです。阪神が…とか、どこの高校が…といった話題の雰囲気が好きで、なんとなく気分があがりますノノ

7月10日(木)・11日(金)に東京国際フォーラムで、令和7年度全国知的障害関係施設長等会議が開催され、出席しました。陽気会からは私のほかに、2日目の第4分科会に登壇する大谷さん、松端理事長、山口さん(ようき寮施設長)、安田さん(おかば学園施設長)、浜口さん(おかば学園リーダー)が出席しました。また、1日目の基調講演を克文さん(KCD ラボ代表)が担当されました。

本大会テーマは『障害福祉の未来と展望 一質の高い障害福祉サービスの提供のために』です。少子高齢化が継続して予測されるなか、福祉は“業界として”、“法人として”、“支援者として”どのようにあるべきか、なにを考えなければいけないか。むずかしすぎます！が、いろいろな課題があるという現実を肯定的に受け止めて、できることに取り組むしかないですね。分科会では大谷さんが自身の取り組みも交えながら人財育成・定着について発題しました。一緒に強行支援に励んできた大谷さんがこのような場で発題されていることはとても嬉しく、励みにもなります。

◆『身近な支援者』③ 気分はどう？～言葉に配慮する～

4月号、6月号では、ご利用者や職員にとって身近な支援者であるには、支援手法ばかりに気を取られず、ていねいさや気遣い、態度が重要だということを記しました。これらは、実は法人内や各現場でもよく言われていることだと思います。ご利用者に対して、というだけでなく職員に対しても当然、求められます。いわば社会人としてのマナー。研修等も実施されていますね。そのわりにできない…ってことないですか？もちろん私たちにも感情があるので、気分や機嫌が変わります。私はいちいち批評、評論する人、なにかわからないけど細かくマウントを取ってくる人が究極に苦手です。でも対応する際は、ていねいに感じよく話を聴くようにしています。「さすがですね、すごいですね、ありがとうございます、勉強になります」これ、意外といいですよ。

『PRESIDENT (2025.8.15号)』p.34に、脳科学者の西剛志さんが、言葉(頭のなかで浮かべた言葉も含む)が五感や感情、仕事のパフォーマンスに及ぼす影響について、人間の脳の働き方の視点で述べられています。タイトルに“気分は自分の言葉が9割”とあります。本誌の内容を詳細に紹介しても仕方ないので、ご利用者や職員に対する態度の話に戻ります。やっぱり言葉や言葉遣いは大切です。後ろ向きなことを言ったり考えたりすると、自分で自分の気分を落ち込ませます。周りにも悪影響です。ご利用者に対するていねいで感じのよい態度のためには、日常的にご利用者以外にも感じよくかわらないといけません。昔から言われますが、まずは気持ちのよい挨拶から、ですね。

◆超実践！①ご家族の視点 その二

「自閉症なんだから」

6月に続き、ご家族との面談等の内容を紹介させていただきます。

「この子が小さいときはね、言っても聞かせなあかんと思って必死でしたよ。でもすぐにそれは止めたんです。だって自閉症なんだから。見るほうが得意でしょ？いろんな本に書いてある。この人がわかるようにするには見てもらうほうがいい。私らでも見せてもらった方がわかりやすいしね。昔から百聞は一見に如かず、で言うでしょ。あれこれ言わず、見せるだけ。簡単よ。」

ASDの方は視覚優位だと言われています。動物学者でありASDでもあるテンブル・グランディンさんの場合、聴覚系の聞き取りのための神経接続が、健常者の1%であるのに対し、視覚路(視覚に関する神経のつながり)が4倍もあるようです。(『自閉症の脳を読み解く どのように考え、感じているか』テンブル・グランディン著、リチャード・パネク著、中村ゆかり訳 NHK出版、2014)

強度行動障害支援者養成研修でも、伝える際には言葉を最小限にして、見てわかるようにすることが言われています。私たちもそうように心がけていますが、なによりも「簡単よ」と、こともなげに言われたのが印象的でした。そうは言っても苦労しますよね？自分はできても周囲の理解は、となると…。私も含めて支援の現場はまだまだ、専門性を磨く必要があります。

◆超実践！②実践のための“学習会”

みのたに園では、今年度より月に1度、1時間程度の学習会を実施しようと計画して5月から取り組んでいます。講師は私が前職から長年お世話になっている非常勤の職員さん(私のもう1人の師匠)。資料に沿ってお話していただくのですが、メインは意見交換です。「どう思います？」「どう考えたらいいかな？」と参加者に思いや意見を尋ねます。普段、あたり前のように使われている言葉などを少し掘り下げて理解を深める感じでしょうか。「普通ってどういうこと？」

「あなたにとっての自己実現は？」など、参加している職員の皆さんは聞かれると困りながらも自分なりの言葉で答えます。この学習会では、支援の手法についてはあまり触れられません。技術的なことの前に、福祉ということや対人援助のあり方、ご利用者も職員もひとりの人としてどうかかわるか、といったことが根本のテーマです(みのたに園の職員さん、ネタバレです(笑))。

学習会、という名前には「一方的に教えられるだけではなく講師も含めてみんなで学ぼう」という思いがあります。そして私の狙いは、ほかにもあります。参加者の皆さんが学んだことを他者に伝えられるように。日々、多様な思いや意見を交換しながら、人のしあわせを考える文化が根付くようにということです。OJTというほどシステムチックではありませんし、内容的にも形式的なことは少ないです。支援についての考え方や向き合う姿勢、いわば福祉のマインドを職場全体で醸成できるといいなと思っています。

取り組み報告 こんなこと、しています ～児童発達支援センターおかば学園より～

◆児童発達支援センターおかば学園

児童発達支援センターおかば学園では、現在、定員 16 名・登録児 30 名の子どもたちと向き合い、子どもたちの「小さな一歩」に寄り添いながら、それぞれの発達段階に応じた支援を提供しています。



センターの朝は、子どもたちの元気な「おはよう！」の声で始まります。登園時の表情や動きからその日のコンディションを読み取り、子どもたち一人ひとりが無理なく活動に参加できるよう配慮しています。日々の活動は 2 クラスに分かれ、子どもたちの発達に応じた内容で進めています。活動は「発達の 5 領域^{*}」を基本に、運動遊び・感覚遊び・工作など、「見て・聞いて・触って・動いて」を体験できるよう工夫しています。

*「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」

運動遊びでは、体育館や感覚統合室など環境に応じた活動を通して、子どもたちが楽しみながら身体を動かせるよう支援しています。また感覚遊びでは、身の回りのさまざまな刺激に触れることで、子どもたちが豊かな感覚体験を積み重ねられるよう考えています。以前は、感触や汚れることが苦手だった子どもが、感覚遊びに取り組むうちに、粘土や絵の具に「触れた!」と自分から手を伸ばし、感触を楽しむ様子が見られるようになりました。このように活動を通して、子どもたちが「できた!」と感じる瞬間を大切に、その達成感が次の挑戦への原動力となるよう支援することを大事にしています。そのほかにも、戸外遊びや季節の行事を通して、自然の移り変わりを感じられる活動も取り入れています。

センターでは毎日の活動だけでなく、園での生活全体を通して、食事や着替え、排せつなどの生活動作の習得も目指しています。そのなかにはすぐにできることもあれば、時間をかけてじっくり身につけていくこともあるので、それぞれの子どもたちのペースに合わせて支援を設定し、日々の流れのなかで自然に習得ができるよう心がけています。

センターに通うお子さんのなかには、地域の認定こども園などと並行して利用されている方もいますが、小集団での活動を通して、普段の生活では見えづらい子どもたちの新たな一面を知ることができるのも、当センターの強みです。

小集団のコミュニティで社会性を育み、大人とのかかわりから子ども同士のかかわりへと広げていけるよう、職員は子ども同士のやりとりにもそっと寄り添いながら、ときには見守ることも大切にしています。子どもたちが、自分自身の力で他者との関係を築いていけるよう、日々支援を続けています。

◆重症心身障害児との出会いが教えてくれた

ある日、センターに利用希望の方が見学に来られました。Aくんは重度の心身障害を抱えるお子さんです。初めての面談では、お母様が「どこも断られて、この子が通える場所があるなんて思っていませんでした」と涙ながらに話してくださいました。

受け入れにあたっては、お母様と職員が何度も話し合いを重ね、環境設定を進めていきました。Aくんに安心して過ごしてもらえるよう、活動への参加方法や食事介助の方法など細やかなケアを行うなかで、Aくんは少しずつセンターでの生活に慣れていきました。利用開始にあたり、保護者の方からは「同年齢の子どもたちと過ごすことで、たくさんの刺激を受けてほしい」というご希望がありました。初めての集団生活ということもあり、自宅とは異なる環境で過ごすだけでも、Aくんにとっては大きな刺激になったと思います。

一方で、私たち職員だけでなく、子どもたちにとっても新しい発見がありました。特に印象的だったのは、子どもたちがAくんの目線に合わせてあいさつをしたり、そばに座ってそっと頭を撫でたり、手を握ったりする姿です。絵本を持ってきて「読んであげるね」と話しかける様子も見られました。Aくんも声をかけられると笑顔になり、こうしたかかわりを通して、子どもたち同士が互いにより刺激を受け合っていることが感じられました。“言葉や動きが違ってても、心を通わせることができる”。そのことを改めて実感しました。

いまでは、保護者の方から「自宅ではできないような体験を、同年齢のお友達と一緒にさせてもらっていることが嬉しいです」といったお声をいただいています。



◆つながりのなかで育つ力を信じて

児童発達支援センターおかば学園では、卒園後も子どもたちが地域のなかで安心して成長していけるよう、保護者や関係機関との継続的なつながりを大切にしています。子どもを中心とした連携を軸に、保育園・福祉施設・医療機関などとの協力体制を築きながら、一人ひとりの育ちをていねいに支える環境づくりを進め、子どもたちの笑顔や日々の成長が、地域の人々の理解や関心を広げるきっかけとなるよう、日々の支援に取り組んでいます。これからも私たちは、子どもたちの可能性を信じ、保護者や地域と手を取り合いながら、一人ひとりの歩みに寄り添っていきます。子どもたちが自分らしく育ち、未来へとつながる力を育んでいけるよう、支援の輪を広げ続けていきたいと考えています。

(児童発達支援センターおかば学園 小山・足立)

ちょっといいですか？大西ですけど…

－利用者ファースト？－

◆参政党躍進の理由

7月に行われた「参議院議員選挙」、与党が実質敗北し野党が議席を伸ばした結果、与党が過半数を割り込むという結果になりました。野党のなかでも参政党の大躍進は大きな話題になりました。選挙後、参政党が掲げていた「日本人ファースト」という言葉が躍進の要因になったとの意見が多く聞かれました。過去にも、東京都知事選挙で現小池知事が「都民ファースト」というスローガンを掲げて当選しました。この〇〇ファーストとは、さまざまな解釈があるかと思いますが、私は、〇〇以外を全て否定するのではなく、まずはその〇〇を大事にする、優先するということかと解釈しています。

これを自分の思想や価値観に置き換えたら、この〇〇にはなにが入るのかを考えてみました。模範解答は「利用者」だと思います。これなら多くの方から支持を得られそうですね。しかし、どのようなときでも、どのような状況でも、「利用者ファースト」を掲げることができているのか？ ときには「自分」や「利益」や「職員」とかとなることもあります。そのときどきに自分自身が置かれている状況によって優先順位は違います。たとえば、自分自身が病気で苦しんでいるとき、利用者がどうこうとは言うておられませんし、災害が起きたときなどは、通常自分や自分の家族の命や生活を優先するかと思います。

◆福祉離れの理由

物事の価値観の基本として、通常の状態、だれを、なにを優先するのか？ そこが重要なのだと思います。なにをするにしても利用者ファーストということをやまず基本にしたうえで、そのときどきの実情に合うようにやっていけばいいのだと思います。

今回の選挙、だれのための政治なのか、だれのための政党なのか国会議員なのか？ が問われたのだと思います。国民に本質を見透かされた与党が敗北し、与党離れが一気に進みました。この業界にも同じような現象が起こっているように思います。

いま、福祉をやろうという者が激減しています。(特に若者の)福祉離れが進んでいます。表向きは利用者のためにと看板を掲げながら、実は自分の私利私欲のために翻弄していたり、組織の利益を優先したり…、いまのこの業界の本質を世間から見透かされているように感じます。だれのための福祉なのか、だれのための施設なのかを問われたとき、迷うことなく「利用者ファースト！」と即答できるような勇気が必要なのかもしれません。そのうえで「職員ファースト」も実現できたら…、福祉業界に人が戻ってくるような気がします。政局が大きく転換したように、この業界も転換することが求められているように思います。(大)

陽気会は「福祉ゾーン」としてのコミュニティの創造を目指します

陽気会は、1958年9月1日に知的障害児施設おかば学園を開所し、2024年の9月から67年目に入りました。

私たちは、これからも私たちの生活の舞台としての“コミュニティ”をより暮らしやすいよう“デザイン”し、

陽気会を拠点とした「福祉ゾーン」の創造を目指して、皆さまと力を合わせて実践していきます。

ラボサポーター(協力会員)募集中です

施設・事業所サポーター 年間 10,000 円

個人サポーター 年間 1,000 円

サポーターの皆さま、いつもありがとうございます

陽気会のホームページ
リニューアルしました

編集委員会：松端 克文
大西 博之・朝日 満子
大島 由香利

〒651-1313

神戸市北区有野中町 2-5-19

社会福祉法人陽気会

KOBE 北・コミュニティデザイン Lab.

Tel: 078(981)7271

Fax: 078(981)0825

HP: <http://youkikai.or.jp/>

Email: kcdlab@youkikai.or.jp

